簡　易　再　生

平成２７年（再）第１号

京都府舞鶴市字溝尻1153番地１

再生債務者　木村成男こと　朴　　成男

１　主文　本件について簡易再生の決定をする。

２　債権者集会の期日　平成27年８月６日午前11時

３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年７月24日まで

４　再生計画案　別紙のとおり

平成27年６月24日　京都地方裁判所第５民事部

（別紙）　再生計画案

第１　再生債権に対する権利の変更及び弁済方法

１　再生債権

再生債権者総数、確定債権等は次のとおりである。

⑴　再生債権者総数　８名

⑵　確定再生債権総額　２億9849万8869円

（内訳）

元本　２億3774万8418円

再生手続開始決定日の前日までの利息・遅延損害金　6075万0451円

２　一般条項

⑴　権利の変更

ア　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２以外の再生債権

再生計画認可決定が確定した時に、元本及び開始決定日の前日までの利息・遅延損害金（以下「元本等再生債権」という。）の合計額の94.8パーセント並びに開始決定日以降の利息・遅延損害金の全額について免除を受ける。

イ　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２の再生債権

再生債権の主債務者が期限の利益を喪失した時に、期限の利益を喪失した部分につき、同日時点の元本及び開始決定日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の94.8パーセント並びに開始決定日以降の利息・遅延損害金の全額について免除を受ける。

⑵　弁済の方法

ア　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２以外の再生債権

㋐　元本等再生債権が100万円以下の場合

再生債権について、前記⑴アによる免除後の金額は、再生計画認可決定が確定した日から２か月以内に全額支払う。

㋑　元本等再生債権が100万円を超える場合

再生債権について、前記⑴アによる免除後の金額を、次のとおり７回に分割して支払う。

第１回　再生計画認可決定が確定した日から365日後に、前記⑴アによる免除後の金額の７分の１に相当する金額を支払う。

第２回以降　平成29年から平成34年まで毎年11月末日限り、それぞれ前記⑴アによる免除後の金額の７分の１に相当する金額を支払う。

イ　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２の再生債権

再生債権の主債務者が期限の利益を喪失した後に、期限の利益を喪失した部分の再生債権について、前記⑴イによる免除後の金額を、次のとおり分割して支払う。

第１回　再生計画認可決定が確定した日から365日後に、前記⑴イによる免除後の金額の７分の１に相当する金額を支払う。

第２回以降　平成29年から平成34年まで毎年11月末日限り、それぞれ前記⑴イによる免除後の金額の７分の１に相当する金額を支払う。

但し、再生債権の主債務者が期限の利益を喪失した時点で既に弁済期が到来している分割金については、期限の利益喪失の日の翌日から１か月以内に支払う。

３　個別条項

⑴　権利の変更

ア　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２以外の再生債権

別表再生債権弁済計画表受付番号８の２以外の再生債権については、同表「再生債権免除額」欄記載のとおり、再生計画認可決定が確定した時に免除を受ける。

イ　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２の再生債権

別表再生債権弁済計画表受付番号８の２の再生債権については、前記２⑴イのとおり免除を受ける。なお、再生手続開始決定時点で期限の利益を喪失したと仮定した場合の免除額は、同表「再生債権免除額」欄記載のとおりである。

⑵　弁済の方法

ア　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２以外の再生債権

免除後の金額を、別表再生債権弁済計画表の「弁済方法」欄記載のとおり支払う。

イ　別表再生債権弁済計画表受付番号８の２の再生債権

免除後の金額を、前記２⑵イのとおり支払う。

なお、再生手続開始決定時点で期限の利益を喪失したと仮定した場合の弁済方法は、別表再生債権弁済計画表の「弁済方法」欄記載のとおりである。

４　弁済に関するその他の事項

⑴　免除における端数の処理

再生債権の免除をする際に生じる免除額の１円未満の端数は切り捨てる。

⑵　分割弁済における端数の処理

再生債権に対する分割弁済において生じる１円未満の端数は、最終弁済期日の分割弁済分以外は、それぞれ切り捨て、最終弁済期日の前回までの分割弁済額の合計額を総弁済額から控除した金額を、最終弁済期日の弁済額とする。

⑶　弁済の方法

再生計画における弁済は、再生債権者が弁済日の２週間前までに文書により指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は再生債務者の負担とする。ただし、再生債権者が振込先の金融機関を指定しなかった場合は、再生債務者の本店において支払う。

第２　共益債権の弁済方法

本日時点における未払共益債権は存しない。

同日の翌日以降に発生する共益債権は、随時支払う。

第３　一般優先債権の弁済方法

本日時点における未払一般優先債権は存しない。

同日の翌日以降に発生する一般優先債権は、随時支払う。

第４　開始後債権

本日までに発生した開始後債権は存在しない。